昭和51年
12月1日号
第130号
発行所　津奈木町役場
編　集　総　務　課
印刷所　旭　印　刷　所

町報 つなぎ

人口と世帯

津奈木町　11月1日現在

人口	6，344人
男	3，053人
女	3，291人
世帯	1，679人

12月5日 衆議院議員総選挙

最高裁・裁判官国民審査

あなたが明日の日本の政治を決める日です。
みんな投票いたしましょう。

人のさしずを受けない
自覚ある一票を！

○投票時間
午前7時～午後6時

○政見放送
候補者の政見がテレビ・ラジオで放送されます。よく聞いて判断しましょう。

○不在者投票
選挙当日やむを得ない用務・病気・出産等のため投票所へ行けない方は**不在者投票**ができます。

期間は｛総選挙　11月15日～12月4日／国民審査　11月25日～12月4日｝です。

くわしいことは選挙管理委員会へお問い合せください。

○入場券を紛失した場合
本人と、認められる方の場合、投票することが出来ます。当日、投票所で係に申し出て下さい。

津奈木町選挙管理委員会

お願い

義援金の受付について

先般の山形県酒田市に発生した大火災は、数千名におよぶ被災者を出しており、復旧もまだまだの状態であります。寒さもつのる折この被災者を救援するためただ今赤十字におきましては、積極的に義援金を受付けておりますので皆様方のご協力をお願い申しあげます。

義援金は
津奈木町町民課福祉係
津奈木町社会福祉協議会
で受け付けます。

歳末たすけあい運動について

全国的に歳末の時期になると、たすけあい運動が展開されます。本町でも皆様方の協同活動によりまして、福祉向上に大きな成果を上げて参っております。つきましては本年も又長期入院している人、又正月を施設等で迎えるなど恵まれない人々に少しでも明るい楽しい正月を迎えて頂くために「みんな揃って明るい正月を」のスローガンで「歳末たすけあい運動」を実施いたします。津奈木町社会福祉対策の一層の充実をめざす運動に進んでご協力いただきますようお願いします。

「協力方針一世帯当り二〇〇円以上の義捐金の拠出」

納税促進運動について

本町では十二月一日より十二月二十五日までを納税促進月間と定め町税の滞納一掃に全力を挙げる事になり現在までの滞納者につきましては来る十二月六日より職員が徴収のため自宅訪問しますので是非完納されますよう御協力をお願いいたします。

建物共済加入について

役場共済係では、建物共済推進の時期を左記のとおり定めました各部落の水稲評価員の方が加入推進に伺いますので、よろしくお願い申し上げます。

一、一年契約で次の取決めがあります。

共済金百万円に対し掛金千五百円
共済金参百万円に対し掛金四千五百円。共済金壱千万円に対し壱萬五千円。

二、物件名
住宅、納屋、畜舎、倉庫、堆肥舎、農作業場、車庫等で家具類、小農器具を含んで加入出来ます。

三、加入推進の時期
第一回締切九月三十日、第二回締切十二月二十日、第三回締切二月二十八日です。利益を目的としないので掛金が断然安い。一日四円煙草一本の節約で百万円、月に酒一升節約すれば壱千万円に加入できます。

四、被害の範囲
火災、落雷、破裂、爆発、消防作業による被損、車輌の衝突、航空機のつい落等です。

不明の点は、各部落の水稲評価員又は役場共済係へおたずね下さい。

戸籍の請求には「使用目的」を 戸籍法改正

十二月一日から戸籍謄抄本の交付請求のしかたが改正されます。

改正の理由は、戸籍を不当に利用して、国民のプライバシーを侵害することのないようにすることにあります。

今後、他人の戸籍や除籍の謄抄本を請求するときは、「請求の事由」つまり何の目的に使用するかを具体的に示していただくことになりました。もし、その請求が不当な目的によるものであるときはこれに応じられないことになります。また、戸籍の閲覧は、できなくなりました。なお郵便で請求する場合の手数料は、必ず現金書留か、郵便局の定額小為替で納めてください。

年末年始の交通事故防止運動

この運動は、交通の混雑、飲酒など交通事故発生の要因が多くなる年末年始において、県民総ぐるみの交通事故防止運動を展開し、正しい交通ルールを実践することによって、交通事故を防止し、明るい県民生活を確保することを目的とする。

期間　昭和五十一年十二月一日
から
昭和五十二年一月十日まで

運動の重点
一、飲酒運転の絶滅
二、歩行者と自転車利用者の正しい交通ルールの励行

お知らせ

最低賃金が改正されました

熊本県最低賃金は、日額二、九〇〇円に改正され十一月十一日より効力が発生します。このため使用者は最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

現在適用されている産業別最低賃金が二、九〇〇円を下回るものもそれぞれ二、九〇〇円に引き上げられることになります。詳しくは、熊本労働基準局（電話〇九六三－五五－三一八一番）へお問い合せ下さい。

サリドマイド被害者に対する補償申し出について

すでに新聞等報道機関で、ご承知の事と思いますが、この度、第二次補償請求の申出が受けられることになりました。

そこで、申出（希望者）をされますと、厚生省から補償申出書及び補償に関する説明書が送付されます。その補償申出書の提出期限は昭和五十二年二月二十八日が締切日となり、厚生省内に設置されている、サリドマイド被害者認定判定委員会において、原則として昭和五十二年七月末日までに審査され認定された児童及びその両親に対しては、国及び関係製薬会社との間で和解契約を行い、その和解内容に基づく補償金の支払が行われます。

尚、詳細は役場保健課にご相談下さい。

ゲートボール大会

第一回津奈木町ゲートボール大会を次のとおり開催しますので多数御出席下さい。

一、期日　十二月十二日十二時
二、場所　津奈木中学校運動場
三、参加資格
イ　部落又は職場でチーム編成すること
ロ　一チーム五名とし男女混合でもよい
四、参加申込み
十二月十日まで教育委員会に

昭和51年度熊本県心身障害児母子療育訓練について

在宅の重症心身障害児及び精神薄弱児をその母親と共に、児童福祉施設に短期間入所させて必要な指導訓練を行い、もってこれら障害児とその家庭の福祉の向上を図ることを目的として、今年10月よりはじまった事業です。詳細については役場町民課福祉係におたずねください。

熊本県在宅重度心身障害児（者）緊急保護事業とは!!

重度の心身障害児（者）を介護する保護者が傷病、その他緊急やむを得ない事情により一時的に障害児（者）を介護することが困難な場合、その障害児（者）を短期間保護することにより、障害児（者）の福祉向上に資することを目的とした制度で、今年10月よりはじまったものです。

詳細については役場町民課福祉係におたずねください。

○飲んだら乗るな　乗るなら飲むな

第28回 人権週間

「強調事項」　人権の共存＝お互いに人権を尊重しよう　部落差別の解消＝国民全体の課題です　婦人の地位向上＝婦人の十年

いまから二十八年前の昭和二十三年（一九四八年）十二月十日、第三回国連総会において世界人権宣言が採択されました。この採択日である十二月十日を「人権デー」と定め、各国で世界人権宣言の採択を記念して各種の行事が、盛大に行なわれます。わが国でも毎年十二月四日から「人権デー」の十日までの一週間を「人権週間」と定めているものです。

この「人権週間」中に、法務省と全国人権擁護委員連合会が主催して関係各機関、団体の協力の下に、全国的にいろいろな行事を行ない、世界人権宣言の精神を周知徹底させ、国民の人権意識の高揚に努めています。

今回の人権週間では、特に次の事項を強調することになりました。「人権の共存」、「部落差別の解消」それに「婦人の地位向上」の三つです。

◎人権の共存

わたしたちの社会では、自分の権利のみを主張し、他人の権利をかえりみないことによって、いろいろな悲劇が生じています。お互いが、人権は自己と同様に他人にも等しく存在するものであることを常に認識して日常生活をすればどんなに社会が明るくなることでしょう。

◎部落差別の解消

日本国憲法第十四条は、「すべて国民は、法の下に平等であって人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定しています。ところが、歴史の中でつくられた身分差別から、経済的、社会的、文化的に低い地位の状態のままにおかれた同和地区住民の人々は、いまだ結婚を妨げられ、就職の際に差別され、或いは進学の道をとざされるなど、日常生活で差別を受け、苦しんでいます。

これがいわゆる部落差別で、最も深刻で重大な社会問題です。このような差別が続けられていいでしょうか。もちろん絶対に許すことのできない社会悪です。この部落差別は、同和問題として国をあげて解消に取り組んでいますが、いまだに差別事象がたえません。

私たちは、部落差別が重大な人権侵害であることを十分理解するとともに、このような差別が起きないよう、みんなで同和問題を正しく認識し理解して、一日も早く部落差別が解消するよう全力を尽しましょう。

◎婦人の地位向上

本年から昭和六十年までを「婦人の十年」として婦人の社会的地位の向上をはかることになりました。戦後わが国の法制上男女間の不当な差別は一掃され、新たに制定された法令は、男女平等の原則が高く掲げられました。しかし実社会においては、長い歴史でつくられた思想や社会慣行のなかで、まだまだ女性ということのみでの差別問題が多く残っているようです。これらの問題を社会全体の力で改善し、婦人の地位を高めましょう。

人権週間を迎え、わたくし達はもう一度世界人権宣言の精神を十分かみしめて、これを家庭や社会に反映させるように努力しなければなりません。

なお、みなさんの中で、人権問題その他の悩みごとでお困りの方は、人権擁護委員又は法務局（支局）をお気軽に御利用下さい。相談は無料で、秘密は固く守られます。

人権擁護委員
津奈木町内野　田上一智
〃　古川　山下起代

津奈木町（建設課）では 次のような事業を行っております。

	事業名	延長	事業費	工期	業者名
1	大泊漁港海岸保全整備事業	m 49.20	千円 16,500	昭和52年2月28日	村上建設
2	福浦漁港局部改良事業	30.70	16200	〃	野崎建設
3	城山線新設工事	637	20,100	52. 3. 31	平国野崎建設 野崎土木
4	金山線新設工事	240	17,600	近日入札予定	
5	内野線新設改良工事		9,000	本年度土地買収のみ	
6	合串漁港海岸保全附帯工事		4,250	52. 2. 28	福浜建設
7	大泊漁港海岸保全附帯工事		400	〃	村上建設
8	町道久子線道路災害復旧工事	42	1.467	51. 12. 10	大園組
9	日野越線道路災害復旧工事	5	162	51. 11. 5	今田建設
10	津奈木村線道路災害復旧工事	9	375	〃	〃
11	八迫線道路災害復旧工事	22	1.351	51. 12. 10	村上建設
12	大泊川河川災害復旧工事	8	479	51. 9. 30	〃
13	平国川内線道路災害復旧工事	9	1.274	51. 12. 10	野崎土木
14	白ケ浦道路災害復旧工事	131	5,753	52. 1. 20	福浜建設
15	塵芥処理場搬入道路新設工事	280	1.0,433	52. 3. 31	福山建設
16	津奈木村道改良工事		640	51. 9. 30	野崎土木
17	男島線外舗装工事		150	51. 9. 13	諫山工業
18	役場車庫改築工事		4,930	51. 11. 30	今田建設
19	芋川線路側修繕工事	9.30	116	51. 9. 15	〃
20	赤崎小学校運動場造成工事		4,250	51. 9. 20	江口建設

税務署だより

退職金と税金

サラリーマンが永年勤めて手にする退職金にも税金がかかります。この退職金は、その支払を受ける人の長い間の勤労の対価であり、退職後の生活にも大切なものですから、税金の負担も軽くて済むようになっています。

すなわち、勤続年数に応じた次のような退職所得控除額を控除して税金の計算をすることになっています（退職金がこの控除額以下の場合は、税金はかかりません）。

○勤続年数が二十年以下の場合
（勤続年数×25万円）
○勤続年数が二十年を超える場合
（勤続年数－20年）×50万円
＋500万円

従って、勤続年数が長くなるほど税金の負担が軽くなるわけです。

詳しいことは、税務署又は税務相談室にお尋ねください。

間違いやすい印紙税

不動産を売買するときの契約書や借用証書、領収書などを作ったときは、収入印紙が必要です。

印紙税がかかる文書は二十五種類に区分され、税額もそれぞれ異なっています。その中でも白地手形や仮領収書、契約書の副本、覚書、念書などは収入印紙のはり漏れが多いようです。

収入印紙が必要かどうか疑問を持たれたときは、お気軽に税務署又は税務相談室にご相談ください。

年末調整の注意点

十二月は、源泉所得税の年末調整の月です。年末調整とは、毎月の給料から納めた税金の一年分を精算することです。この年末調整が誤りなく行われるためには、勤務先に扶養親族などの申告を正しく行うことが大切です。

今年結婚したり、赤ちゃんが生れたりした方など、年の中途で扶養親族の数に異動があった方は特に注意しましょう。

フーン
病気や結婚で
ゼイキンが返ってくる
こともあるのね
12月は
年末調整の月
です
税務署

郵便局だより

小包は12月15日までに！

年末押しせまってから出されますと、年賀状の処理とも重なって年内配達ができなくなります。是非早目にお出しください。

小包は、内容品に適した材料でしっかりと包装してください。

年賀状は12月20日までに！

年賀状は、12月15日からお引き受けします。

12月4日（土）、5日（日）、11日（土）、12日（日）は「年賀状を書く日」にあてていただき、早目に差し出しの御準備をお願いします。年末には約四十億通の郵便物が出回り、郵便局はテンテコ舞いです。あまり遅くなってお出しになりますと、元旦の配達に間に合わなくなります。

郵便物のあて名は くわしく完全に！

間違ったり不完全なあて名を書かれたために迷子郵便となるものが、全国で一日約四十万通にも達しています。

団地やアパートあては、「〇〇棟〇号」、「〇〇アパート〇号室」まで完全に、子供さんや下宿、間借り、同居されている方あてには「〇〇様方」の肩書をお忘れなく。

簡易保険のお知らせ

一年のしめくくりと新しい年を迎える準備をする十二月がやってまいりましたが、皆様方のご家庭ではいかがお過ごしでしょうか。

さて、郵便局の簡易保険では、今月を「アフターサービスの月」として、簡易保険加入者の皆様にお得な保険料の払込方法や保険料の払込みが月遅れとなっているご契約の保険料払込みのお勧めなどをお知らせしていくことにしております。

◎ 保険料はお得な前納払込みで

簡易保険では、ひと月ごとに払い込まれている保険料を、前もってまとめてお払い込みいただきますと、次のような割引きを行っております。

（月額保険料一万円の場合）

払込月数	割引額
三か月分以上	千円（保険料一か月分の十分の一）
六か月分以上	五千円（保険料一か月分の二分の一）
一年分	一万円（保険料一か月分）

この保険料の前納払込制度は大変お得でありますので、最近利用される方が増えております。大切なお金を上手にお使いいただくためにも、十二月のように、まとまったお金が入る時期に計画的に利用されることをお勧めいたします。

◎ 月遅れとなっている保険料の払込みはお早めに

簡易保険は、保険料の払込みがないまま三か月を経過しますと保険契約の効力がなくなり、万一のことがあっても保障を受けることができなくなります。

せっかく保険に加入されたのに、みすみす大切な財産を失うことになるわけです。

お持ちの保険料領収帳をもう一度お確かめの上、もしも月遅れとなっておりましたなら、是非、この機会に遅れを取り戻されるようお願いいたします。郵便局にご連絡いただければ、早速局員がお宅にお伺いいたします。

御芳志御礼

倉谷　楠本敏　父　貞彦
日添　宮島節　夫　定治
小津奈木　永松秀之進　母　フクヲ

右の方から、町社会福祉協議会へ金一封ご寄付下さいました。この寄付金は町民福祉のため有効に利用させて戴きます。